

# 上告状兼上告受理申立書

2014（平成26）年5月26日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人弁護士 野 上 恭 道 代

同 嶋 田 久 夫 代

同 福 田 寿 男

ほか50名

（別紙「代理人目録」記載のとおり）

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

公金支出差止等請求（住民訴訟）上告及び上告受理申立事件

訴訟物の価額 640万円

貼用印紙額 7万2000円

上記当事者間の東京高等裁判所平成21年（行コ）第261号公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件について、平成26年5月14日に言い渡された判決（同日受領）は、全部不服であるから、上告提起及び上告受理申立てをする。

第1 原判決の表示

主 文

1 原判決主文第2項を次のとおり変更する。

(1) 本件訴えのうち、以下の部分をいずれも却下する。

ア 被控訴人群馬県企業管理者に対し、八ッ場ダムに関し、特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金、水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び公益財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差止めを求める訴えのうち、平成26年2月10日までにされた支出の差止めを求める部分

イ 被控訴人群馬県知事に対し、八ッ場ダムに関し、河川法60条に基づくダム建設事業負担金の支出の差止めを求める訴えのうち、平成26年2月10日までにされた支出の差止めを求める部分

ウ 被控訴人群馬県知事に対し、被控訴人群馬県企業管理者が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行う一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出の差止めを求める訴えのうち、平成26年2月10日までにされた支出の差止めを求める部分

(2) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 その余の本件控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1, 2審を通じ控訴人らの負担とする。

## 第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

## 第3 上告受理申立の趣旨

1 本件上告を受理する。

2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

## 第4 上告の理由

おって，上告理由書を提出する。

第5 上告受理申立ての理由

おって，上告受理申立理由書を提出する。

付 属 書 類

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 1 上告状兼上告受理申立書副本 | 2通  |
| 2 訴訟委任状         | 13通 |

以上